

高知市スポーツ少年団設置規程

第1章 総 則

(趣旨等)

第1条 この規程は、高知市体育会（以下「体育会」という。）の定める高知市体育会会則（昭和32年4月1日制定）第15条の規定に基づき設置される専門部会のうち、高知市スポーツ少年団に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 高知市スポーツ少年団は、原則として地区体育会に加盟したスポーツ少年団（以下「単位団」という。）をもって構成する。

2 単位団の構成員は、複数の単位団に重複して所属することを妨げないものとする。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 高知市スポーツ少年団は、体育会の目的に従い、地域におけるスポーツ少年団の普及と育成および活動の活性化をはかり、青少年の健全な育成に寄与し、あわせて生涯スポーツの基盤をつくることを目的とする。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成指導援助に関すること。
- (2) スポーツ少年団の母集団に関すること。
- (3) スポーツ少年団の指導者及びリーダーの養成に関すること。
- (4) スポーツ少年団に関する調査、研究、広報に関すること。
- (5) スポーツ少年団のスポーツテスト及び各種事業の実施に関すること。
- (6) スポーツ少年団の国内交流に関すること。
- (7) 関係団体との連絡調整に関すること。
- (8) その他目的を達成するために必要な事業。

第5条 前条の事業に関してその事業の基本方針及び予算決算ならびに変更については体育会理事会の承認を得るものとする。

第3章 登 録

(登録)

第6条 単位団は、高知市スポーツ少年団に加入する場合は、原則として地区体育会に加盟するものとし、所定の用紙で登録しなければならない。

2 前項の登録は、毎年度これを更新するものとする。

3 単位団には、2名以上の指導者（日本スポーツ少年団認定員であること。）がいなければならない。

4 登録料は、次のとおりとする。ただし、第2条第2項の規定により、複数の単位団に重複して所属する構成員は、当該所属する団数に応じ、登録料を支払うものとする。

団 員 1名につき1年間 900円

指導者 1名につき1年間 1,700円

5 登録について、特別の事情がある場合は、常任委員会及び体育会の承認を得るものとする。

第4章 委 員

(委員)

第7条 単位団は、前項第1項の規定による登録をした場合は、当該単位団の指導者のうちから1名を委員として選出しなければならない。

2 委員は、単位団を代表するとともに、第14条に規定する委員総会（以下「委員総会」という。）を組織する。

第5章 役 員

(役員)

第8条 高知市スポーツ少年団に次の役員を置く。

- (1) 本 部 長 1名
- (2) 副本部長 3名
- (3) 常任委員 各種目1名以内の代表をもって組織する。
- (4) 監 事 若干名

(役員を選出)

第9条 本部長及び副本部長は、委員総会で推挙し、体育会の理事会の承認を得て体育会の会長が委嘱する。

2 常任委員は、委員総会で委員の互選により決定し、本部長が委嘱する。

3 前項に規定するもののほか、常任委員及び監事は、本部長が指名した若干名を委嘱することができる。

(任務)

第10条 本部長は高知市スポーツ少年団を代表し、団務を統轄する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは副本部長がその職務を代行する。

3 常任委員は常任委員会を組織して団務を執行する。

4 監事は、高知市スポーツ少年団の財務を監査する。

(任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

第6章 名誉本部長及び顧問

(名誉本部長及び顧問)

第12条 本部長は、役員総会に諮って、高知市スポーツ少年団の事業に顕著な貢献をした者を名誉本部長及び顧問に推挙することができる。

第13条 名誉本部長及び顧問は、本部長の諮問に応え、本部長に対し、意見を述べることができる。

第7章 会 議

(会議)

第14条 高知市スポーツ少年団の会議は委員総会及び常任委員会とする。

(委員総会)

第15条 委員総会は高知市スポーツ少年団の最高決議機関で毎年1回本部長が招集する。但し、本部長が必要と認めた時は、臨時の委員総会を招集することができる。

(常任委員会)

第 16 条 常任委員会は本部長が招集し議長となる。

(議 事)

第 17 条 会議はいずれも総数の 2 分の 1 以上の出席によって成立し、会の議事は出席者の過半数で決
め、可否同数の時は議長がこれを決する。委任状も出席者とみなす。

第 8 章 専 門 部 会

(専門部会)

第 18 条 高知市スポーツ少年団に次の専門部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 指導普及部会
- (3) 交流事業部会

- 2 前項のほか常任委員会の議決を経て必要な専門部会を設けることができる。
- 3 専門部会は専門事項について調査研究を行ない常任委員会に意見を具申する。
- 4 専門部会について必要な事項は常任委員会の議決を経て別に定める。

第 9 章 高知市スポーツ少年団指導者協議会

(高知市スポーツ少年団指導者協議会)

第 19 条 高知市スポーツ少年団に指導者協議会を置く。

- 2 指導者協議会は高知市スポーツ少年団内部組織として指導者の指導力向上・研修・情報交換などを行
なうとともにスポーツ少年団事業を推進する。

第 10 章 高知市ジュニアスポーツ少年団

(高知市ジュニアスポーツ少年団)

第 20 条 高知市スポーツ少年団にジュニアの育成と将来の指導者育成をはかるため、高知市ジュニアス
ポーツ少年団を置く。

- 2 高知市ジュニアスポーツ少年団については、常任委員会の決議を得て別に定める。

第 11 章 事 務 局

(事務局)

第 21 条 高知市スポーツ少年団の事務は、本会事務局において処理する。

第 12 章 会 計

(予算)

第 22 条 高知市スポーツ少年団の予算は体育会の育成費をもって支弁する。

第 13 章 規 程 の 変 更

(規程の変更)

第 23 条 この規程は常任委員会及び委員総会の過半数の同意を得たのち体育会の承認を得て変更する
ことができる。

(付 則)

附 則

この規程は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 7 月 29 日改正）

この規程は、昭和 51 年 7 月 29 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 4 月 1 日改正）

この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 4 月 1 日改正）

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 4 月 1 日改正）

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 4 月 1 日改正）

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 4 月 1 日改正）

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 5 月 25 日改正）

この規程は、昭和 63 年 5 月 25 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 28 日改正）

この規程は、平成 8 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 4 日改正）

この規程は、平成 20 年 7 月 4 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 6 日改正）

この規程は、平成 21 年 6 月 6 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 27 日改正）

この規程は、平成 22 年 6 月 27 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 15 日改正）

この規程は、平成 24 年 6 月 15 日から施行する